

議案第5号

幸手市手数料条例の一部を改正する条例

幸手市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表65の項手数料の金額の欄ア③(1)中「床面積」の次に「（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。イ③において「基準」という。）Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(2)及び第67号ア③において同じ。）」を加え、同欄イ③中「共同住宅」の次に「（基準Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算出した共同住宅を除く。第67号イ③において同じ。）」を加え、同表69の項手数料の金額の欄ア②(1)中「床面積」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。(2)、イ②、第71号ア②及びイ②並びに第73号ア②、イ②及びウ②において同じ。）」を加え、同欄イ中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削り、同表73の項手数料の金額の欄ウ中「ロ(2)」の次に「又は同号イ(3)及びロ(3)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月21日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び基準省令等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請等の審査に係る規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。